

2027年国際園芸博覧会一般規則

目次

第1編 総則	6
第1条 名称、テーマ、分類.....	6
第2条 会場.....	8
第3条 会期.....	8
第2編 開催国の関係政府当局	8
第4条 本博覧会を所管する政府当局.....	8
第5条 博覧会政府委員.....	9
第6条 博覧会政府委員と博覧会国際事務局（BIE）との関係.....	9
第7条 陳列区域政府委員団及び運営委員会.....	10
第8条 博覧会の開催者.....	10
第3編 公式参加者	11
第9条 公式参加者.....	11
第10条 紛争の解決.....	11
第4編 参加の一般条件	12
第1章 許可.....	12
第11条 物品及び展示材料の許可.....	12
第12条 出展者の許可.....	13

第13条 展示スペースの種類	13
第2章 会場、設置、料金	15
第14条 展示スペースの割当	15
第15条 一般サービス	15
第16条 工事	15
第17条 展示スペースの占有	16
第18条 展示物	16
第3章 商業活動及びその他の活動	17
第19条 総則	17
第20条 商業活動	17
第21条 スタッフへの飲食サービス	18
第22条 無料サンプルの配布	18
第23条 特別の行催事	18
第24条 広報	19
第4章 共通サービス	20
第25条 通関規則	20
第26条 貨物の取扱い、通関作業及び植物検疫規定	20
第27条 保険	21

第28条 警備.....	23
第29条 カタログ.....	23
第30条 会場への入場.....	23
第5章 知的財産権.....	23
第31条 一般規定.....	23
第32条 本博覧会の写真又はその他の画像.....	24
第6章 褒賞.....	24
第33条 褒賞.....	24
第7章 特別規則.....	25
第34条 特別規則の一覧及び工程.....	25
第8章 適用範囲.....	26
第35条	26
第5編 一般営業参加者の特別条件.....	26
第36条	26
第37条	27

第1編 総則

第1条 名称、テーマ、分類

1. 日本の神奈川県横浜市において、国際園芸博覧会を開催する。本博覧会の名称を「2027年国際園芸博覧会」（英語名 International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan）（以下「本博覧会」という。）とする。

本博覧会は、2019年9月9日に国際園芸家協会（以下「AIPH」という。）によってA1の国際園芸博覧会として認定、承認された。

博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」（以下「条約」という。）の規定に従い、本博覧会を認定した。

2. 本博覧会のテーマは『幸せを創る明日の風景』である。

人類は生態系の一員としてその恩恵を受けている。しかし、生態系の存続を支える地球環境の容量には限界がある。人類の社会経済的な豊かさの追求の結果、生物多様性の喪失、進行する気候変動、様々な自然災害の甚大化・頻発化等、人類の生存を脅かす共通課題が顕在化している。途上国を中心として世界の人口増加が予測される中、食料を確保するために農業の生産性向上が必要となっている。

花、緑、農は、異なる思想や世代、国境を越えて人々の心を躍らせ、幸福感をもたらす。それらは、人々の心に自然への敬意を育み、自然と調和した価値を創造する。

本博覧会は、地球規模の気候変動や生物多様性の喪失を踏まえ、以下の取組を通じて、人々の幸福感が深まる社会を創造することを目指す。

- 自然環境の多様な機能を日々の暮らしに活かす自然との関わりを通じて、世界中で育まれてきた知恵や文化を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するためのアイデアを共有すること。
- 園芸に関する文化を世界的に普及すること。
- 花、緑、農が身近にあり、豊かな心を育む暮らしの実現を探求すること。
- 多様な主体の参画を促すこと。

国際園芸博覧会は、地球規模の環境問題を含む国際的な課題の解決策を提案し、未来の社会を発展させる役割を果たすことができると考えている。国際園芸博覧会は、新たな視点、価値、産業分野を提示し、自然空間の重要性を再認識する一助となる。国際園芸博覧会は、花や緑、農が本来的に有する循環の原理、あらゆる種類の植物を育む価値、これらが如何にして様々なレベルで人々に恩恵をもたらすのか、及び人類への文化的、精神的な恩恵を重視する。また、国際園芸博覧会は、参加型の実証の場とすることで、現代社会に及ぼす自然の効果について参加者の意見を求める場となる。

本博覧会のテーマには、住む人の心を育む風景を創造するという日本・横浜の願いが込められている。このような社会では、自然との共生や人との絆から、より深い幸福感を追求することができる。ひとりひとりが自身の心に幸せの種を蒔き、それを他者や環境との関わりの中で育むことで、個々人、ひいては地域全体が花壇のように生き生きとした花を咲かせるという、好循環が形成されることとなる。

次の4つのサブテーマにより、テーマの展開及び実現を図る。

1) 共適応

本サブテーマでは、自然環境の多様な機能を活用し、グレーインフラを補完する「グリーンインフラ」により、持続可能で安全かつ魅力ある都市づくりを探求する。本サブテーマは、自然との共生、再生、循環の知恵を活用することを重視する。

2) 共存

本サブテーマでは、人と人が分かち合い、支えあう「グリーンコミュニティ」を探求する。緑や農に関わる活動を通じて、社会・生活基盤の向上に一人一人が参加することの重要性を認識する。本サブテーマは、自然に感謝し、生活に活かす農の文化に学ぶことを重視する。

3) 共創

本サブテーマでは、花き園芸・農の高付加価値化、新技術・新品種の導入など、時代の先駆けとなる新たな価値を創造する産業の創出・育成を探求す

る。また、例えば、医学、スポーツ、芸術などとの異業種連携による生命産業の拡大を示すことも歓迎される。

4) 連携

本サブテーマでは、多文化共生、友好、平和、多様性を尊重する社会づくりを探求する。国内外の企業、教育・研究機関、市民を含む多様な主体や、国際的ネットワークによる連携を重視する。また、地球規模の課題の解決につながる知恵や技術を集積し、世界の人々が共有することが期待される。

本博覧会のテーマの定義及びその展開の詳細は、第 34 条の特別規則第 1 号に定める。

第 2 条 会場

本博覧会の会場は、東京から南西に約 30km、神奈川県横浜市の北西部に位置し、面積約 100 ヘクタールのうち、約 80 ヘクタールが展示やその他の活動に利用される区域となる。

第 3 条 会期

本博覧会は、2027 年 3 月 19 日（金）に開会し、2027 年 9 月 26 日（日）に閉会する。

正式な開会日前に、報道関係者等の特別な招待客のために 1 日又はそれ以上の公開日を設ける場合には、陳列区域政府委員団の運営委員会の同意を得て当該日程を決定する。

第 2 編 開催国の関係政府当局

第 4 条 本博覧会を所管する政府当局

本博覧会は、条約の締約国である日本国政府の国土交通大臣の権限下に置かれる。国土交通大臣は、本博覧会の成功及び名声を確保するために必要となる法

的、財政的、その他の措置を準備し又は講ずる責任を負う。国土交通大臣は、博覧会政府委員を通じて、本博覧会に対する権限を行使し管理する。

第5条 博覧会政府委員

日本国政府は、博覧会政府委員を任命する。

博覧会政府委員は、本博覧会に関する全ての事項について政府を代表する。

博覧会政府委員は、BIE 及び参加者に対する約束が確実に履行されることを確保する責任を負う。博覧会政府委員は、作業計画が尊重され、一般規則及び特別規則の総則が履行されることを確保する。博覧会政府委員は、本博覧会に対して規律権力を行使し、当該資格において、いかなる活動も停止又は中止する権限を有し、また、どのような原因があるにせよ、本博覧会の相応の地位と適合しないものや、リスクや責任が生じる可能性のあるものを、いつでも撤退させる権限を有する。開催者又は陳列区域政府委員が、博覧会政府委員の決定に異議を唱える場合には、当事者が尊重することを約束する第10条に定める規定が適用される。この申立てには、保安上の問題を除き、博覧会政府委員の決定は保留される。

博覧会政府委員は、自らの責任において、その職員に権限の行使を委任することができる。

博覧会政府委員は、法令上及び事実上、専ら公共的かつ非営利的な職務である場合を除き、開催者の職務又は任務を代行してはならない。

第6条 博覧会政府委員と博覧会国際事務局（BIE）との関係

博覧会政府委員が各国政府又は国際機関から参加決定の通知を受領した場合、具体的には各国政府又は国際機関が博覧会政府委員に対して、参加の受諾、自国の陳列区域（国際機関の陳列区域を含む。以下同じ。）政府委員の任命、参加国又は国際機関が選択した展示スペース等を通知する文書を受領し、参加契約書の署名を行った場合には、博覧会政府委員は速やかに BIE に通知する。

博覧会政府委員は、第34条に定める期間内に、特別規則の案文を BIE に提出する。

博覧会政府委員は、主に会議の度ごとに報告を行うことにより、本博覧会の準備に関する全ての進捗状況について BIE に十分に情報提供を行う。

博覧会政府委員は、博覧会及び BIE のシンボルが BIE の定めた規則に従い使用されることを確保する。博覧会政府委員は、BIE が本博覧会に公式任務として派遣する代表団を受け入れ、支援する。

博覧会政府委員は、開催者があらゆる適切な方法で、特に全ての文書で言及することにより、本博覧会が BIE の定めた規則に従い BIE に認定されていることを示すことを確保する。

博覧会政府委員は、外国政府の参加を容易にし、本博覧会の成功を確保するために、開催国及び地方公共団体が採択した立法上、規制上、その他の文書を、適切な時期に、参加者のための情報として BIE に通知する。

第 7 条 陳列区域政府委員団及び運営委員会

博覧会政府委員は、可能な限り早い機会に、参加国を代表する陳列区域政府委員会議を招集し、参加国の代表となる議長及び運営委員会を任命し、相互の利益に関わる問題を検討し、第 10 条に定める権限を行使する。

選出後に公式に参加する国の数が倍増した場合には、当該選出はもはや有効ではないものとして、新たな選出が行われる。

運営委員会の議長が、何らかの理由で責務を遂行することができない場合には、議長は運営委員会の他のメンバーに自らの権限を委任する。

運営委員会の機能を規定する規則は、第 34 条の特別規則第 3 号に定める。

第 8 条 博覧会の開催者

「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に従い、博覧会政府委員の権限を考慮し、本博覧会の準備、組織、運営及び管理は、一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「開催者」という。）が責任を負う。

博覧会政府委員は、本博覧会を管理する機関又は開催者の設立手続及び構成並びに開催国、場合によっては他の公共団体が署名した協定に基づく保証、便宜、制約に関する基本条件について、参加者及び BIE の公式記録のための情報として、BIE に通知する。

第3編 公式参加者

第9条 公式参加者

1. 公式参加者とは、日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾した外国政府及び国際機関である。本博覧会に参加する全ての国の政府は、日本国政府により認められた陳列区域政府委員により代表される。本博覧会に参加する国際機関も、陳列区域政府委員を任命するものとする。公式参加者は、陳列区域政府委員及び開催者が署名し、博覧会政府委員が略式署名する参加契約書を開催者との間でそれぞれ締結する。

陳列区域政府委員は、自国の陳列区域の組織及び運営に全責任を負う。これには全ての出展者及び第4編第3章に定める商業活動の管理者が含まれるが、第5編に定める一般営業参加者は含まれない。陳列区域政府委員は、自国の陳列区域のメンバーが、開催者が定め BIE が承認した規則を遵守することを保証する。陳列区域政府委員には、自らの責務の遂行を可能とするために、第34条の特別規則第12号に定める便宜が与えられる。公式参加者のスタッフは、第34条の特別規則第6号に定める宿泊施設を利用できる。

2. 全ての公式参加者は、自らの権利及び義務の両方について、同一の規則を遵守する。開催者は、開発途上国に供与される正当な支援を除き、本条の例外を認めてはならない。
3. 開発途上国への優遇措置に関する情報は、BIE の協力を得て開催者が定める特別規則第2号及び関連の参加ガイドラインに詳述する。当該条件は、公式参加者のために、BIE に提出する参加契約書に明記する。

第10条 紛争の解決

公式参加者と他の公式参加者又は公式参加者と開催者との間の紛争は、以下の方法で解決される。

1. 紛争が一般規則、特別規則又は参加契約書の解釈に関するものであり、条約又は BIE の義務的規則の観点から検討される場合には、陳列区域政府委員団の運営委員会は、場合によっては、BIE 議長が関係する BIE 副議長及び事務局長の支援を得て行う勧告を求めた上で、仲裁を行う。博覧会政府委員又

は開催者も、BIE 議長に意見を求めることができる。運営委員会の裁定は直ちに適用され、不服申立ては認められない。BIE 総会の次回会合において、陳列区域政府委員団の運営委員会の解釈を今後の同様のケースに適用する先例として承認するか否かを発表し、承認しない場合には、これに代わる解釈を示す。

2. 紛争が展示物に関するものである場合には、運営委員会は、条約第 19 条第 3 項に従い、陳列区域政府委員団に通知する。
3. 一般規則の規定に従い、博覧会政府委員が解決しなければならない場合には、いずれの当事者も運営委員会の助言を事前に求めることを要求することができる。
4. その他の紛争について、各当事者は以下による仲裁を要求することができる。
第 1 段階：博覧会政府委員のみによる仲裁
第 2 段階：博覧会政府委員が陳列区域政府委員団の運営委員会と協議した上で決定する仲裁
第 3 段階：陳列区域政府委員団の運営委員会による仲裁
裁定は、いずれかの当事者が要求した最も高い段階で行われる。
5. 上述の仲裁は 10 日以内に行わなければならない。10 日以内に行われない場合には、上記 1、3 及び 4 に関する紛争は陳列区域政府委員団に持ち込まれ、5 日以内に裁定される。それ以外の場合には、紛争を提起した当事者の申立ては、不当とみなされる。

第 4 編 参加の一般条件

第 1 章 許可

第 1 1 条 物品及び展示材料の許可

第 1 条に定めるテーマに関連する物品及び展示材料のみが本博覧会への出展を認められる。

展示物の原産地は、条約第 19 条の規定により規律される。

本博覧会のテーマへの遵守手続は、第 34 条の特別規則第 1 号に定める。

第12条 出展者の許可

陳列区域の出展者は、陳列区域政府委員が選定し、その権限下に置かれる。いずれの陳列区域にも属さない出展者（以下「非公式参加者」という）は、開催者と直接交渉し、契約を締結する。開催者は、非公式参加者から接触があった場合には速やかに当該非公式参加者の出身国政府に通知する。

第13条 展示スペースの種類

展示スペースの種類は、以下のとおりとする。

1. 庭園用屋外展示スペース（敷地（土地タイプ）（以下「タイプⅠ」という。））

参加者は、開催者が提供した敷地に自らの屋外展示のため、庭園を建設する。当該敷地において、参加者は屋内展示のため、展示建築施設を建設することはできない。この敷地は、開催者により無償で提供される。開催者は展示エリアに、植栽に適した土壌を最も近い道路または通路と同じ高さまで提供する。

参加者は、第1条で言及されるテーマに沿って庭園を建設し展示を行う。公式参加者の庭園は、各公式参加者特有の文化的・景観的要素を十分に取り入れるものとする。

参加条件の詳細は、第34条の特別規則第2号に定める。

参加者は、各自の費用負担で、本博覧会の開催期間中に各自の庭園、展示物及びその他参加者が展示スペースに設置するすべてのものを維持するものとする。

解体の際、展示スペースは、最初に参加者に引き渡された時と同じ状態で返還しなければならない。

詳細は、第34条の特別規則第4号に定める。

2. 展示建築施設用屋外展示スペース（敷地（建物タイプ）（以下「タイプⅡ」という。））

参加者は、開催者が提供した敷地に自らの展示のため、展示建築施設を建築する。当該敷地において、参加者は自らの屋外展示のため、庭園を建設することもできる。この敷地は、開催者により無償で提供される。参加者は、第

1条で言及されるテーマに沿って展示を行う。特に、展示建築施設における展示物は国際園芸博覧会に相応しいものとするのが求められる。

詳細は、第34条の特別規則第2号に定める。

参加者は、各自の費用負担で、本博覧会の開催期間中に各自の展示建築施設、展示物及びその他参加者が展示スペースに設置するすべてのものを維持する（展示建築施設の温度管理サービスを含む。）ものとする。

解体の際、展示スペースは、最初に参加者に引き渡された時と同じ状態で返還しなければならない。

詳細は、第34条の特別規則第4号に定める。

3. 屋内展示共同施設（以下「タイプIII」という。）

参加者は、開催者が展示のために建築した展示建築施設内の展示スペースを展示に利用する。参加者は、開催者に展示スペースの利用料を支払う。タイプIIIの屋内展示は、開催期間を通じ参加者が様々なテーマと展示の構成から展開される園芸製品とサービスを紹介するために使用するものとする。参加者は、第1条で言及されるテーマに沿って屋内展示を行う。

詳細は、第34条の特別規則第2号に定める。

参加者は、各自の費用負担で、本博覧会の開催期間中に各自の展示物、その他参加者が展示スペースに設置するすべてのものを維持するものとする。

開催者は、本博覧会の開催期間中に開催者が建築した展示建築施設を維持する（展示建築施設の温度管理サービスを含む。）ものとする。参加者は、屋内展示を良好な状態に保つとともに、展示物の品質維持に努めなければならない。参加者は、見苦しくなり、展示基準を満たさなくなった展示物を自費で速やかに撤去しなければならない。

参加者は、屋内展示の解体について責任を負い、開催者の合意と承認に従って解体を終了させなければならない。

詳細は、第34条の特別規則第4号に定める。

4. その他展示

- 政府及び自治体展示：日本国政府及び自治体が企画する庭園や展示建築施設。
- 開催者展示：開催者が企画する展示施設。博覧会のテーマへの訴求力を高めることを目的とし、様々な体験を通して来場者の意識変容や行動変容を促すような博覧会全体の中核となる展示を行う。

- 開催者庭園：開催者が企画する本博覧会のシンボルとなる庭園。

第2章 会場、設置、料金

第14条 展示スペースの割当

公式参加者が陳列区域として自由に使用できるように設置されるスペースの総面積は、少なくとも開催国の陳列区域に割り当てられた面積を下回らないものとする。

ただし、本博覧会開会の24か月前までに当該面積が完全に割り当てられていない場合には、開催者は未決定の面積を自由に扱う権利を取り戻す。

公式参加者に対するスペースの割当ての確定には、第34条の特別規則第1号に定めるとおり、テーマ説明書案の承認が必要となる。

第15条 一般サービス

1. 開催者は、各参加者の費用負担で、ガス、電気、通信、給排水、ごみの撤去等のサービスを提供する。当該サービスの料金は、開催地の料金に準拠する。参加者は、会場の運営に通常必要となる清掃、保守管理（タイプIIIの展示建築施設の共有部分を除く）、ごみ撤去等の活動を全て行う。参加者が行わない場合には、開催者が当該活動を自ら行い、生じた費用を参加者に全額請求する権限を有する。
2. 一般サービスの規定に関する条件は、第34条の特別規則第4、5及び10号に定める。

第16条 工事

参加者は、プロジェクトに関して開催者から事前承認を得ることなく、出展敷地内で構造物の建設又は変更を行うことはできない。土木工事、修景作業及び一般的な建物周辺の全ての改修には、開催者の事前承認が必要である。同様に、開催者が作成した改修計画は、関係する参加者が同意しない限り、

又は陳列区域政府委員団の運営委員会が許可しない限り、変更することはできない。

全ての建設、改修及び撤去の条件は、日本の法令に基づき適用される条件を含め、第 34 条の特別規則第 4 号に定める。建設される建物及び行われる改修の一時的性質を考慮し、出展敷地内において適用される特別な条件についても特別規則第 4 号に定める。

参加者が使用できる機械、装置、設備の設置及び運用に関する条件は、日本の法令に基づき適用される条件を含め、第 34 条の特別規則第 5 号に定める。

第 17 条 展示スペースの占有

1. タイプⅠの敷地は 2026 年 5 月 19 日までに参加者に引き渡され、当該敷地における建設作業、庭園および展示物の設置は 2027 年 3 月 9 日までに完了しなければならない。
2. タイプⅡの敷地は 2026 年 3 月 19 日までに参加者に引き渡され、当該敷地における建設作業、庭園および展示物の設置は 2027 年 3 月 9 日までに完了しなければならない。
3. タイプⅢの共同施設内の展示スペースは 2026 年 10 月 19 日までに参加者に引き渡され、展示物の設置は 2027 年 3 月 9 日までに完了しなければならない。
4. 参加者に割り当てられた建築用区画は遅くとも 2027 年 12 月 10 日までに元の状態に戻して明け渡す。開催者が建築する展示建築施設内の展示スペースは 2027 年 10 月 10 日までに元の状態に戻して明け渡す。

詳細は、第 34 条に記載する特別規則第 2 号に定めるものとする。

第 18 条 展示物

1. 展示物又はその一部は、博覧会政府委員の許可を得ることなく、本博覧会から撤去することはできない。
2. 参加者が開催者に対する責任を果たすことができない場合には、博覧会政府委員は、出展敷地内にある当該参加者の物品について、国家遺産とみなさ

れる物品を除き、本博覧会の閉会日に、当該参加者の費用とリスクで、解体、撤去、保管、差押え、売却を進めることができ、本博覧会の開催者に対する債務は当該売却収益から差し引かれる。

第 3 章 商業活動及びその他の活動

第 19 条 総則

公式参加者は、陳列区域内で商業活動またはその他の活動を運営することができる。参加国の陳列区域で行われる商業活動又はその他の活動は、日本の法令と一般規則、参加契約書、第 34 条で言及された特別規則第 9 号に従い、博覧会政府委員と開催者の許可に従って実施されるものとする。

公式参加者は、他の公式参加者が受けたいかなる特別な便益も享受することができる。

当該活動は、電子商取引に関する活動も含め、専ら適切な陳列区域政府委員の管轄下に置かれる。これらの活動によりロイヤリティの支払いが生じる場合には、参加契約書に定める条件に従い、陳列区域政府委員がロイヤリティを徴収する。

各国の展示が条約第 1 条第 1 項の規定と適合することを確保するために、商業活動に供され、かつ、一般来場者が出入りすることができる区域の面積は、全出展面積の 20%を超えてはならない。

第 20 条 商業活動

第 34 条の特別規則第 9 号に定める条件に従い、公式参加者は、主に自国の料理を提供するレストランを設置することができる。

第 34 条の特別規則第 9 号に定める条件に従い、開催者の事前承認を条件として、公式参加者は、自国又は自組織を忠実に表現した一つ又は複数の種類の製品を販売することができる。当該製品は、開催者の事前承認を条件として、本博覧会の途中で他の製品に差し替えることができる。本原則は電子販売にも適用される。

参加国の陳列区域に出展する物品及び展示を設置するために用いた材料は、本博覧会の閉会後に販売し、発送することができる。これにより、出展者は、これらの品目及び材料に関する一時的な許可のメリットに対する権利を放棄し、課税及び通関規則の対象となる。当該販売については、開催者に対してロイヤリティを支払う義務はない。

開催者が、物品又はサービスの販売について、特定のサプライヤーに独占的な商業上の権利を与える場合には、当該権利が、参加国の陳列区域におけるレストランや物品販売等の公式参加者の商業活動を妨げることは認められない。

開催者が営業権を与える場合には、自国民と外国人を差別しないという原則を尊重し、営業権の数や種類と最終的な来場者数が不均衡となるリスクを回避し、過度な商業主義により BIE が定めた国際博覧会の目的を損なうことがないようにする。

第 2 1 条 スタッフへの飲食サービス

参加国の陳列区域に、自国のスタッフ専用のレストラン及び軽食サービスを設置することができる。当該活動については、博覧会政府委員又は開催者に対してロイヤリティを支払う義務はない。本条で規定するスタッフ専用レストラン及び軽食サービスのためのエリアは、前条で規定するレストランや物品販売のためのエリアと明確に区分する。

第 2 2 条 無料サンプルの配布

陳列区域政府委員又はその管轄下にある出展者は、博覧会政府委員の承認を得ることを条件に、自らの陳列区域において、無料で商品のサンプルを配布し、無料で試食を提供することができる。

第 2 3 条 特別の行催事

公式参加者は、本博覧会のテーマに関連するショー、特別イベント、プレゼンテーション又は会議を手配することができる。

個別の条件は、博覧会政府委員、開催者、陳列区域政府委員の間で相互に合意される。

BIE の承認を得ることなく、本博覧会の会場内で、特別イベントの入場料を徴収することはできない。

公式参加者は、特別イベントの開催を希望する場合には、本博覧会開会日の 90 日前までに開催者に通知しなければならない。

詳細は、第 34 条に記載する特別規則第 9 号に定める。

第 24 条 広報

1. 参加者は、自らの屋内展示スペース内又は展示建築施設内に、看板、ポスター、案内、印刷物等を置くことができる。
2. 屋内展示スペース外又は展示建築施設外での広報物の使用には、博覧会政府委員の事前承認が必要となる。博覧会政府委員は、承認していない看板等の撤去を求めることができる。
3. パンフレット及びチラシは、陳列区域内のみで配布することができる。
4. 会場での特別イベント等に関する全ての広報活動は、博覧会政府委員の認可を受けなければならない。騒音となる宣伝活動は全て禁止される。
5. 本博覧会の名称、イメージ、ロゴ、マーク、マスコット、コンテンツ等は、本博覧会の会場内であるか会場外であるかに関わらず、また、商業的な目的であるか否かに関わらず、開催者の事前承認を得ることなく、看板、パネル、出版物、写真、図画、電子イメージ、インターネット、その他のものに使用してはならない。
6. 陳列区域政府委員は、開催者と参加契約書を締結し、博覧会政府委員の許可を得た後、本博覧会に直接関連する非商業的な目的に限り、本博覧会のシンボルを使用することができる。当該使用権は譲渡することはできない。

第4章 共通サービス

第25条 通関規則

条約第16条、条約の通関規則に関する附属書及びこれに定める通関制度に従い、本博覧会で用いる外国製の物品に対して、必要に応じて適用される適切な通関規則を、第34条の特別規則第7号に定める。

第26条 貨物の取扱い、通関作業及び植物検疫規定

1. 出展者は、全ての貨物の取扱い及び通関作業を自由に行うことができる。ただし、開催者は、当該作業に適した業者として承認し管理する代理業者名を出展者に通知する。
2. 各出展者は、会場での物品の受取、貨物の搬出及び内容物の点検を行わなくてはならない。貨物が博覧会の会場に到着した際に出展者及び代理業者のいずれも不在の場合には、博覧会政府委員は、関連する当事者の費用負担、リスク及び危険負担で、貨物を倉庫に保管することができる。
3. 開催者は、開催者が指定する港、空港から展示場間の輸送に要する参加国の陳列区域の出展者の費用を負担する。
4. 詳細については、第34条の特別規則第7号に定める。
5. 開催者は、輸入品が日本国の植物検疫に係る法令の要件を満たし、好適な取扱いを受けられることを保証するために、輸入される植物等と梱包材料についての情報を要求するものとする。
6. 出展者は、自国における梱包及び出荷の30日以上前までに、輸入される植物等と梱包材料についての情報を開催者に提供しなければならない。
7. 植物検疫の詳細については、第34条の特別規則第7号に定める。

第 27 条 保険

1. 法令で義務付けられる強制保険

1) 労働者災害補償保険

各陳列区域政府委員は、第 34 条の特別規則第 8 号に定める条件に従い、作業時の事故に対して自己の職員及び出展者の職員に保険を掛けなければならない。

非公式参加者及び一般営業参加者も同様に、第 34 条の特別規則第 8 号に定める条件に従い、作業時の事故に対して自らの責任で保険を掛けなければならない。

2) 自動車損害賠償責任保険

日本の法令に従い、参加国の陳列区域、そのメンバー、従業員、出展者、より一般的には陳列区域政府委員の資格に基づく権限下にある全てのスタッフに帰属する全ての車両は、第 34 条の特別規則第 8 号に定める条件に基づき、第三者に与え得る損害に対して保険を掛けなければならない。

非公式参加者及び一般営業参加者も同様に、本博覧会において使用する全ての車両は、第 34 条の特別規則第 8 号に定める条件に基づき、第三者に与え得る損害に対して保険を掛けなければならない。

3) 健康保険

参加者は、第 34 条の特別規則第 8 号に定める条件に従い、自己の職員を健康保険に加入させなければならない。

2. 一般規則で義務付けられる強制保険

1) 賠償責任保険

開催者は、自己の賠償責任のリスク及び第 34 条の特別規則第 8 号に定める賠償責任のリスクを補償する賠償責任保険を掛け承認しなければならない。当該保険契約は、最適条件を提示する保険会社との間で締結する。生じる費用は、各参加者が占有する面積（平方メートル）の比例計算により決定する。全ての参加者は、当該保険を掛けるか、又は他の保険会社の保険契約の証拠を提示し、同じリスクをカバーしていると開催者が認めた場合には、その保険を掛けるか、どちらかを選択できる。

2) 物品の保険

A) 開催国政府又は開催者に帰属する物品

物品（建物、備品、設備、動植物等の物品）の盗難、劣化、損傷に対する保険への加入については、所有者が全責任を負い、参加者がこれらの物品を恒久的又は一時的に使用する場合でも、利用料に上乗せする形で参加者に転嫁してはならない。

B) 参加者に帰属する物品

物品（建物、備品、設備、動植物、個人所有物等の物品）の盗難、劣化、損傷のリスクに対する保険については、当該物品の所有者が全責任を負う。

C) 博覧会政府委員、開催者、陳列区域政府委員及びその出展者、その他の参加者は、火災その他の事故による物的損害の結果として生じるいかなる請求権も相互に放棄する。不正行為があった場合には、請求権は放棄されない。

当該権利放棄は、各参加者の参加契約書が発効した日から自動的に効力を生じる。前段落に定める者が所有する建物、備品、設備、動植物等の物品に関する全ての保険契約は、団体保険の附合契約であるか、個別の保険契約であるかに関わらず、当該権利放棄について明記し、参加契約書にも記載する。

3. その他の保険

参加者が他のリスクに対する追加の保険への加入を希望する際には、開催者は当該参加者を支援することができる。

4. 参加者は、開催者に保険契約・約款の写しと保険料支払いの証明を提出しなければならない。
5. 本条に定める条件に加え、日本の法令に基づき適用される保険の義務を含め、保険に関する全ての条件は、第 34 条の特別規則第 8 号で明確に定める。

第 28 条 警備

第 34 条の特別規則第 10 号に定める条件に従い、開催者は、治安及び安全を維持し、法令違反を防止し、規則を執行するために、全般的な警備体制を設ける。

陳列区域政府委員は、上記特別規則第 10 条に定める条件に基づき、各陳列区域で特別な監視体制を設けることができる。

第 29 条 カタログ

1. 各参加者は、本博覧会の広報のための出版物、制作物、情報に関して、開催者に協力する。当該内容については、関係する陳列区域政府委員の承認を受けなければならない。
2. 各陳列区域政府委員は、自らの費用負担で、自身の陳列区域に展示する物品の公式カタログを印刷し、出版することができる。

第 30 条 会場への入場

1. 入場の条件は、第 34 条の特別規則第 13 号に定める。
2. 本博覧会の入場料は、博覧会政府委員（又は博覧会政府委員の同意があれば、開催者）が決定する。BIE の承認を得ることなく、本博覧会の会場内で、その他の入場料を徴収することはできない。
3. 公式および非公式の参加者、出展者、一般営業参加者、その職員および車両のための無料のチケット、認定カード、パスは、特別規則第 13 号に定める条件に従い発行する。

第 5 章 知的財産権

第 31 条 一般規定

第 34 条の特別規則第 11 号に、育成者権、特許権及び著作権の保護に関する以下の事項について定める。

- 日本の以下の条約における立場
 - 1886 年 9 月 9 日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
 - 1952 年 9 月 6 日の著作権に関するジュネーブ条約
 - 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約
 - 1961 年 12 月 2 日に採択され、1972 年及び 1978 年、1991 年に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約
- 日本において適用される法令
- 本博覧会に関して講ずる特別措置
- 全ての特許権の保護及び偽造防止に関する措置

警備スタッフは、いかなる者に対しても、出展者の書面による許可がない限り、本博覧会の展示品を営利目的で模写、複写、計測、撮影、鋳造等をさせないように指導を受ける。

第 3 2 条 本博覧会の写真又はその他の画像

公式参加者の個別の展示物、庭園及び展示建築施設の外観、又は展示物の全ての室内映像の画像を複製及び販売するには、関係する陳列区域政府委員の承認を得なければならない。ただし、開催者は、本博覧会の写真又はその他の画像の複製及び販売を許可する権利を有する。

参加者は、当該複製又は販売に異議を唱えることはできない。

第 6 章 褒賞

第 3 3 条 褒賞

開催者は、BIE 及び AIPH の規定に基づき、質の高い展示作品を表彰するための競技会および評価を行う。その規定は、第 34 条の特別規則第 14 号に定める。

第7章 特別規則

第34条 特別規則の一覧及び工程

開催国政府は、特別規則の草稿を BIE に提出し承認を得る。特別規則は、特に以下の事項に関するものとする。

1. 本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法
2. 国、国際機関及び民間出展者の参加条件
3. 陳列区域政府委員団の運営委員会の機能に関する規則
4. 建設、改修及び防火に関する規則
5. 全ての種類の機械、装置、設備の設置及び運用に関する規則
6. 公式参加者のスタッフのための宿泊施設
7. 通関、植物検疫、輸送及び特定の料金に関する規則
8. 保険
9. 公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件
10. 一般サービスに関する規則
 - 保健及び衛生
 - 警備及び監視
 - 水、ガス、電気、暖房、空調等の供給
 - 通信
11. 知的財産権の保護
12. 陳列区域政府委員及びそのスタッフの特権及び便宜
13. 入場に関する規則
14. 褒賞の授与に関する条件

上記の特別規則は、BIE と合意した日程に従って草稿し、BIE に提出して承認を得る。

開催者が本博覧会の要件を定めるその他の全ての指示は、陳列区域政府委員団の運営委員会の審査後に初めて効力を生じる。

特別規則の承認のために一定の期間を設けるが、開催者は、参加による財政的影響を評価するために必要となる費用又は規定に関するガイドラインを早期に準備しなければならない。

第 8 章 適用範囲

第 3 5 条

参加者は、条約および BIE 規則、2027 年国際園芸博覧会の一般規則及び特別規則と、AIPH 規則、日本の法令ならびに開催者が定める指示及びガイドラインを遵守しなければならない。

この一般規則または特別規則の 1 以上の規定が、全体的または部分的に法的効力を持たないか、または実施することが不可能である場合、または今後それらが法的効力または実現可能性を失う場合でも、残りの規定の有効性に影響しないものとする。

第 5 編 一般営業参加者の特別条件

第 3 6 条

一般規則における「一般営業参加者」とは、本博覧会の会場内で商業活動を実施する権利を開催者から付与されている者とする。

一般営業参加者は、本博覧会の会場内で実施する商業活動の条件を定める営業参加契約書を開催者との間で締結する。

上記規定は、公式参加者または非公式参加者が対象となる以下の規定を除き、一般営業参加者にも適用される。

- 第 6、7、9、10 条
- 第 4 編第 1 章
- 第 14 条
- 第 4 編第 3 章（第 24 条を除く）
- 第 4 編第 4 章（第 27、29、30 条を除く）及び第 6 章
- 第 34 条の特別規則第 1、3、6、7、9、10、12、14 号

他の参加条件は参加契約書に定める。他の参加条件は条約第 17、18 及び 19 条の規定に従う。

第 37 条

本博覧会に公式に参加する国の自然人又は法人は、自国の陳列区域政府委員の承認を得ることを条件に、一般営業参加者として認められる。陳列区域政府委員は、承認に関する特別な条件を設けることができる。